

風邪様症状発症者が行うべき行動と復帰の流れ

発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚・嗅覚の異常など
 コロナウイルス感染が否定できない症状がある時 >> 登校・出勤しない

研究室主宰者・指導教員から指示 または、自主的に

医療機関等の受診

京都府内の場合は、まず、かかりつけ医に相談。できない場合は「きょうと新型コロナ医療相談センター」(075-414-5487)に相談

医療機関等の受診を基本とする。
 >>日々、体調を研究室主宰者・指導教員へ連絡すること。

非COVID-19
 診断

回復すれば復帰
 ※1

※1：インフルエンザなど他の疾患がある場合は医師の診断に基づいて対応する。

COVID-19
 診断

保健所等の指示に従い療養
 治癒後、主治医や保健所からの指示・指導の内容を部局に報告

COVID-19
 診断未確定

発症後8日間が経過し、かつ、
 無症状の期間が3日間経過する
 まで自宅待機

健康観察表の提出

研究室主宰者・指導教員は「自宅待機終了判定通知書」を作成し、「健康観察表」と合わせて学校医※2へ送付

学校医※2による自宅待機終了判定

自宅待機終了・復帰

※2：教職員については、「学校医」を「産業医」に読み替える。

また、職員の場合は「研究室主宰者・指導教員」を「上司」に読み替える。